

日銀業第260号
2023年7月25日

オンライン取引先
御中
日銀ネット電磁的記録使用金融機関
に属する非オンライン取引先

日 本 銀 行

「現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認等に関する細則」の一部改正に関する件

規程整備の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本件改正に伴う標記規程第2条第2号に定める「証」の再提出は生じませんので、念のため申し添えます。

以 上

「現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認等に関する細則」中一部改正

○ 第3条第3項を横線のとおり改める。

3. 日銀ネット電磁的記録使用金融機関は、現金取引を行った後、日銀ネットの障害等により第1項または前項に規定する確認ができない場合には、直ちに、当該現金取引にかかる取引先（当座勘定の払戻の場合にあっては、当座勘定払戻先。以下同じ。）を通じて当該取引先の勘定店にその旨を連絡する。